

信州大学全学教育機構と株式会社テレビ信州との連携に関する覚書

信州大学全学教育機構（以下「甲」という。）と株式会社テレビ信州（以下「乙」という。）は、甲が開講する授業科目「社会学／テレビのメディアリテラシー」の授業（以下「授業」という。）を、両者が連携・協力して実施することについて、平成26年1月14日付「株式会社テレビ信州と信州大学全学教育機構との連携に関する覚書」（平成29年1月17日付更新）を更新し、以下のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 本書は、授業を通じて甲における情報メディア教育の充実を図るとともに、両者が連携・協力して地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- 一 授業を担当する者の派遣及び受入れに関すること。
- 二 授業を実施するために必要な施設の提供及び経費の負担に関すること。

（個人情報の保護）

第3条 両者は、当該授業科目の授業を実施する際に知り得た個人情報について、甲又は乙の事前の承諾を得ずに第三者に提供するなど、当該授業以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に基づき行政機関等から当該個人情報の開示を求められた場合にあっては、両者による協議の上、開示することができるものとする。

（有効期間）

第4条 本書の有効期間は、令和2年4月1日から3年間とする。ただし、当該期間における連携・協力事項の実施評価に基づき、両者が合意した場合に限り更新することができる。

（雑則）

第5条 授業の実施については、甲乙がそれぞれ規定する事項及び本書によるほか、本書に定めのない事項については、両者による協議の上、別に定めるものとする。

以上のとおり、甲と乙の合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印し各1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 松本市旭3丁目1番1号

信州大学全学教育機構長

高野 嘉寿彦



乙 長野市若里1丁目1番1号

株式会社 テレビ信州

報道制作局長（兼）報道部長

松岡

